|  |
| --- |
| 条例第8条第4項第2号・第3号（二　障がい者の相談・意思疎通支援等業務、三　障がい者のための媒体制作・貸出し等業務）関係 |
| 盲ろう者等支援関係 |
|  | **主な業務** | その内容 |
|  | **盲ろう者等社会参加等支援** | 〇障がい者の総合相談の実施・関係機関との連携体制の構築・運用〇障がい者の社会参加・日常生活に係る総合支援の実施〇障がい者の社会参加・日常生活に係る情報収集・分析・発信・障がい者理解の普及の推進〇盲ろう者向けの生活訓練・社会参加支援（情報機器利用や日常生活訓練など）の実施及びその人材確保等○障がい者の日常生活の訓練・指導等○障がい者社会参加活動（スポーツ・文化芸術等）の支援等 |
|  | **盲ろう者通訳・介助者確保** | 〇盲ろう者（視覚・聴覚の両方に障がいのある者）通訳・介助者（指点字や触手話による情報保障・移動支援を実施する者）の確保等 |
|  | **盲ろう者通訳・介助者派遣** | 〇盲ろう者通訳・介助者の派遣等 |
| 　 | **大阪市天王寺区上汐４丁目に設置するもの（夕陽丘高等職業技術専門校内１階の一部及び２階）において行う支援** | ○障がい者の就労支援に係る総合相談支援・関係機関との連携体制の構築・運用等○障がい者の就労等支援ＩＴ講習・訓練（IT講習、就職対策講習の実施、在宅就労支援訓練）等○建物等の保守管理等（府が別途実施するものを除く） |
| 視覚障がい者支援関係 |
|  | **主な業務** | その内容 |
|  | **点字図書館** | 〇点字図書館の運営（点字図書の貸出・閲覧・作成など）等 |
|  | **点訳・朗読奉仕員（中級）確保** | ○点訳・朗読奉仕員（中級）の確保等別添２ |
|  | **視覚障がい者社会参加等支援** | 〇視覚障がい者の家庭を訪問する等により、次の支援等・生活訓練、点字指導、日常生活訓練、これらに係る相談・指導等〇点字広報誌の発行のほか新聞等の即時点字化等○視覚障がい者の日常生活に必要な訓練（調理・裁縫・その他）等の支援等〇視覚障がい者の社会参加活動（スポーツ・文化芸術等）の支援等 |
|  | **視覚障がいのある幼児等支援** | 〇視覚障がいのある幼児・保護者を対象とした相談・療育支援等を実施 |
| **聴覚障がい者支援関係** |
|  | **主な業務** | その内容 |
|  | **聴覚障がい者情報提供機能** | 〇聴覚障がい者情報提供施設の運営（合理的配慮としての手話通訳者の派遣、手話・字幕入り媒体の貸出・閲覧・制作・手話に係る普及啓発など）等 |
|  | **聴覚障がい者相談支援** | 〇聴覚障がい者の日常生活や社会参加に係る専門的相談等 |
|  | **手話通訳者確保** | 〇特に専門性の高い手話通訳を行う者の確保等 |
|  | **手話通訳者派遣** | 〇特に専門性の高い手話通訳を行う者の派遣等 |
|  | **要約筆記者確保** | 〇特に専門性の高い要約筆記を行う者の確保等 |
|  | **要約筆記者派遣** | 〇特に専門性の高い要約筆記を行う者の派遣等 |
|  | **聴覚障がい者社会参加等支援** | ○聴覚障がい者を対象とした国際手話講座・情報機器利用講座等○次の者を対象とした手話講座の実施等　・中途失聴者、聴覚障がい者と日常・社会生活をともにする社会人等 |
| 条例第8条第4項第４号（四　言語としての手話の認識の普及及び習得に関する業務）関係 |
|  | **主な業務** | その内容 |
|  | 聴覚障がい児言語獲得支援者養成確保等 | 〇聴覚障がい児手話言語獲得支援者（聴覚に障がいのある乳幼児・保護者の教育・心理・言語面からの発達を支援する者）の養成・派遣等 |
|  | 聴覚に障がいのある子どもと保護者の相談支援ネットワーク | 〇新生児聴覚検査で聴覚に障がいありと判定された乳児の保護者に対する専門的相談・ケア聴覚障がいのある乳幼児の保護者等の手話習得支援を含む。）等 |

■以上の業務を実施するにあたっては、次の事項を踏まえたものとすること。

　　・当該業務を行う前年度（令和2年度にあっては、令和2年6月12日までの日）までの間に、当該業務に係る年間計画（業務体制・内容等）を策定し、その内容等について府と事前協議し、同意を得ること。また、当該事業計画に関し変更等が必要な場合も、府と事前協議し、同意を得ること。

　　・府の定める要綱（別添３参照）を遵守し、府手話言語条例検討部会や意思疎通支援部会の提言等の府の方針を十分に踏まえたものにすること。